

## 会議結果報告書

平成27年6月26日

会議の名称	第1回滞納ZEROプロジェクト会議
日時	平成27年6月26日(金) 午後2時00分～午後3時30分
場所	市役所 2階 201会議室
出席者職氏名	<p>【チームリーダー等】(※進行者)</p> <p>収税課長: 芦野課長 ※リーダー: 市ノ瀬主幹 サブリーダー: 佐々木主幹</p> <p>【収税課】 間船主事</p> <p>【高齢者ふれあい課】 増田主査、平床主任</p> <p>【福祉課】 飯田主任</p> <p>【子育て支援課】 一杉主査</p> <p style="text-align: right;">(計 8人)</p>
議題	<ol style="list-style-type: none"><li>プロジェクトチーム(以下「PJ」という)の所掌事務について</li><li>債権管理に関するヒアリングシート結果について</li><li>今後の進め方について</li></ol>
結果等	<p>〈はじめに、プロジェクトチーム発足の経緯について説明〉</p> <p>地方税の滞納処分の例により処分可能な債権(強制徴収公債権)に関する事務を一元化することにより、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育園入園児童保護者負担金、生活保護法第78条返還金においても自立執行権を駆使し、効率的な徴収業務の推進を図るため発足した。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>所掌事務について 志木市滞納ZEROPJの設置規程第2条に基づき説明。</li><li>債権管理に関するヒアリングシート結果について ヒアリングシート結果一覧に基づき、メンバーと確認しながら進め、情報の共有を行った。</li></ol> <p>【子育て支援課】 欠損、督促、催告事務は実施している。また、平成26年は年間9件、約67万円の差押を執行した。</p>

**【高齢者ふれあい課】**

後期高齢者医療保険料は、収納管理システムがあるので未納者は閲覧できるが滞納整理システムがない。また、納付書発行の際、納期限の設定が出来ない。

介護保険料は、収納管理システムも滞納管理システムもある。

**【福祉課】**

生活保護法78条返還金とは、悪質な方法で生活保護費を不正受給した対象者より、その費用を徴収できると定められた条項である。ただし、平成26年7月1日の法改正により強制徴収公債権となったため、それ以降のものしか対象にならない。

**3. 今後の進め方について**

今年度中に債権管理のマニュアル(強制徴収公債権)を作成するとともに、収税課への移管案件の基準を決定する。

また、集中的に未納債権に対する徴収対策についても検討するため、月2回会議を実施することとなった。

また、以下のことを次回までに調べることとなった。

- ・徴収整理簿(滞納個票)の写しの提出
- ・各年度の収入未済額の比較
- ・平成26年度欠損伺写しの提出

次 回	日 時	平成27年7月17日(金) 午後2時から
	場 所	市役所 2階 201会議室